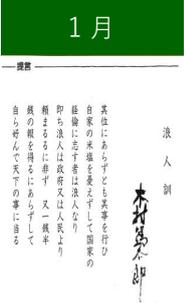


月例会ダイジェスト

令和 **3** 年度

1月	2月	3月	4月
			
緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会
5月	6月	7月	8月
			
緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会	緊急事態宣言休会
9月	10月	11月	12月
			
緊急事態宣言休会	清原淳平先生	高橋利行先生	水谷好洋先生

発行 時代を刷新する会

—提言—

其位にあらずとも其事を行ひ
自家の米強を棄えずして國家の
危殆に志す者は浪人なり
即ち浪人は政府又は人民より
類まるるに非ず 又一概半
銭の報を得るにあらずして
自ら好んで天下の事に當る

浪人訓

木村篤太郎

同封資料

『提言』第5号

「一年中、体の冷えを防ぐ」

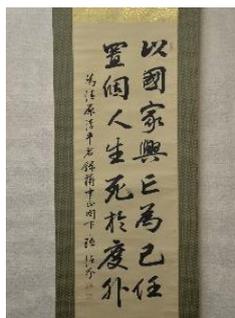
今春からの新型コロナ騒動のため、当団体も、政府その都度の方針に従い、月例会・部会・委員会を自粛したり、再開したりしてきました。9月成立の菅義偉内閣にて、新型コロナ対策と経済社会活動との共存が明示されましたので、10月と11月は基本的に再開いたしました。

しかし、11月に入ると、新型コロナ感染率の統計の山の底辺と高さが大きくなり、政府も11月26～27日に、第3波流行と認定して自粛要請が出ましたので、12月の月例会・部会・委員会は休会しました。そしてさらに先日、12月28日～1月11日まで「Go TO トラベル停止」という強い要請

が出ましたので、当団体も、国会内議員会館会議室を使用していることもあり、その要請に従い、忘年会はもちろん、毎年恒例であった新春懇親会をはじめ、各部会・委員会を休会とする決断を致しました。なにとぞ、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

しかし、政府の方針に従い休会といたしましても、月例会及び各種部会・委員会が採り上げている研究も大切な社会活動でありますので、各種部会・委員会の委員から資料が提起された場合は、その部会・委員会の委員方に、事務局よりその資料を極力送付させていただきます。

また、当団体は、岸信介元総理大臣によって創設された由緒ある法人であり、これら各種団体の執行を委嘱された清原は、岸信介先生の御薫陶・御指示を直に受けてきて、岸信介創立会長が傑出した人物であり、これほど、世間から誤解を受けている人物はいない、と痛感しておりますので、会員の方々に、当団体の創立精神を知っていただきたいと思い、この新型コロナ休会月中、姉団体「公益財団法人 協和協会」が昭和54年の本格活動以降に刊行していた当時の機関紙『提言』の第5号を御送付いたしました。



同封資料

『提言』第6号

「免疫力を上げる生活の基本ルール」

昨春からの新型コロナ騒動のため、当財団も、政府その都度の方針に従い、月例会・部会・委員会を自粛したり、再開したりしてきました。昨9月成立の菅義偉内閣にて、新型コロナ対策と経済社会活動との共存が明示されましたので、10月と11月は基本的に再開いたしました。

しかし、昨11月に入ると、新型コロナ感染率の統計の山の底辺と高さが大きくなり、政府も11月26～27日に、第3波流行と認定して自粛要請が出ましたので、12月の月例会・部会・委員会は休会しました。さらに昨年暮、

政府は新春に緊急事態宣言を発令する意向を表明されましたため、当団体も暮に、「正月の新春懇親会、部会・委員会への休会のお知らせ」を差し上げた次第であります。

新春に入り菅総理は実際、1月7日夕方緊急事態宣言を発令、2月7日まで有効とされた。御承知のように、新型コロナの勢いは衰える様子はなく、いま緊急事態延長が話題となっています。そうした現状から、私は執行責任者として、2月の月例会・部会・委員会の休会を決断いたしました。

当団体は総務省の所管であり、姉団体の「公益財団法人 協和協会」は内閣府の所管であり、しかも、月例会・部会・委員会は衆参議員会館いずれかの会議室を借りて執行しておりますだけに、政府の方針を尊重せざるを得ず、なにとぞよろしく、御了承賜りますよう、御願い申し上げます。ただ、研究も大事ですから、寄せられた資料は、事務局よりその委員の方へ、送付させていただきます。

また、会員の方々に、当団体の創立精神を知っていただきたいと思い、この新型コロナ休会月中、「公益財団法人 協和協会」が昭和54年の本格活動以降に刊行していた当時の機関紙『提言』の第6号を御送付いたしました。

3月 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のため休会

●「時代を刷新する会」が新発足
 このたび、衆参両院議員二百八十八名、前国選議員八十名、合計三百六十八名が参加する新政党「時代を刷新する会」が発足・登録をいたしました。その設立趣意をここに転記紹介いたします。「戦後わが国は、物質面・技術面・経済生活面で世界に比類なき発展を遂げた反面、これに、精神面・教育面・人間的に開拓する面が必ずしも追いついていない事実を痛感し、これら両面の社会問題を顕明・是正して、パラダイスのこれら両面の社会を実現するために、民主主義自由主義体制を尊重しつつも、憲法をはじめとする法体系、国会や内閣などの政治制度、あるいは経済、外交、教育のあり方など、国家・民族の根本に属する諸問題を再見直すことにより、時代を刷新し、精神を再興して、以って、民族の新しい活力を生み出すことを目的とする」とあり、広く学者・文化人・企業人、その他有志の御参加を得て、国民的運動を進めて行きたい旨の趣意を述べ、この開会の目的は、基本的な面の見直しを志す点で、当届国会と方向を同じくし、会長も同じですので、今後、連携して行きたいと思っております。

同封資料
 『提言』第7号
 「高齢者必読 間違った自粛が命を縮める」

昨年、新春から新型コロナウイルス流行のため、当団体は、政府の自粛要請、緊急事態宣言、その宣言解除、GOTOトラベル指示、その停止等々、その都度の方針に従い月例会・部会・委員会を自粛したり、再開したりしてきました。当団体としては、令和3年こそ、活動を本格再開したいと念じておりましたが、昨11月から新型コロナウイルス感染率の統計の山の底辺と高さが大きくなり、政府も第3波流行と認定して、新年も1月8日～3月7日まで緊急事態宣言が発令されたの

で、正月と2月の月例会・部会・委員会は休会しました。そこで焦点は、3月7日ごろに緊急事態宣言が解除されるかどうかですが、関西はともかく、東京をはじめ隣接の1都3県では、感染率は減少しているものの、なお重症者・死亡率の数は高く、小池都知事はじめ3県では、ここで心を緩めると第4波を発生しかねないとして、引き続きの自粛を要請しております。前便でも申し上げましたように、当「時代を刷新する会」は総務省の所管であり、姉団体の「公益財団法人 協和協会」は内閣府の所管であり、しかも、月例会・部会・委員会は衆・参議員会館いずれかの会議室を借りて執行しておりますだけに、政府や東京都の方針を尊重せざるを得ず、私は執行責任者として、3月の月例会・部会・委員会の休会を決断いたしました。なにとぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。なお毎月寄せられる資料はその委員の方へ、送付させていただきます。(清原記)

4月 新型コロナウイルス感染拡大のため休会



同封資料
 『提言』第8号
 「腸内環境を整える」
 「免疫力アップで病気を予防・改善」

3月初めに、1月7日からの政府の「緊急事態宣言」が3月22日に解除されるので、4月からは本格再開の方針でいたのですが、解除後のこの10日ほどの状況は、全国都道府県で感染率が高くなっており、また、国内でもイギリス型、ブラジル型、南アフリカ型などの変異ウイルスが増え、専門医たちも、第4次流行の恐れを危惧しております。その後、政府から、いまのところ再度の緊急事

態宣言は出ておりませんが、より強い自粛要請が出ており、判断に迫られます。熟慮の末、このところ国会内でも、チラホラ感染者が出ており、多人数の集会の自粛要請もありますので、当団体も月例講話会の方は休会することにいたしました。そこで、各種の部会や委員会ですが、そちらは、部会長、委員長の意向をうかがって決めることにいたしました。いま、部会長、委員長と連絡を取っておりますが、再開するという部会・委員会については、いずれ御案内状を差し上げますので、それに属する委員の方はよろしくお願い申し上げます。また、会員の方々に、当団体の創立精神を知っていただきたいと思い、この新型コロナ休会中に、昭和54年の本格活動以降に刊行していた当時の機関紙『提言』（当「時代を刷新する会」の機関誌でもあった）の第1号から複製して御送付いたしましたところ幸い好評で、続けて読みたいとの要望が出ておりますので、今回は、その第8号を複製して、ここに御送付いたしました。

5月 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のため休会



同封資料
FAX 配信のためなし

拝啓 陽春の候ながら、引き続き新型コロナウイルスには、苦慮しております。

私としては、月例会・部会・委員会を再開したい思いはやまやまなのですが、ともかく、現在は、政府の「緊急事態宣言」発令中、昨年から、各部会長・委員長との申し合わせでは、「緊急事態宣言」中は中止との方針なので、5月11日までの中止は当然ですが、さて、それ以降をどうするかに悩んでおります。

私は、政府が3回目の「緊急事態宣言」を発令した

ので、コロナウイルスの抑制を期待し、5月後半からは再開できるのではないかと期待しておりました。しかし、4月末の現在の時点において、大阪府は連日1000人を越す感染者数で、兵庫県、京都府等々も増加しており、東京都も増加傾向にあり、4月29日はやはり、1000人を越す感染状況であります。こうした全国的な感染拡大傾向には、政府も苦慮されていると思います。

そこで、当団体として、現在の「緊急事態宣言」発令中の大連休の休会は当然として、後半については、今回の「緊急事態宣言」によりコロナウイルスが抑制されるか否かの結果が出る5月中旬まで待つ、その状況により、再開するか休会するかを決定することにいたします。

よろしく御了承下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。
(清原記)

6月 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のため休会



同封資料
「第52回新しい憲法をつくる国民大会・写真報告、改憲川柳入選句集」

私は、政府が3回目の「緊急事態宣言」を発令したので、コロナウイルスの抑制を期待し、5月の後半から再開できるのではないかと期待しておりました。しかしながら、新型コロナの変異種が次々とはびこり、政府も、「緊急事態宣言」を5月31日まで延期されました。

現時点、感染症専門家には「緊急事態宣言の延長」意見が多く、政府はもう数日、感染状況を見たいうえで、「緊急事態宣言」を延長するかどうか、判断する意向ですので、当団体としては、6月の前半は自粛し、6月中旬時の状況を見て、6

月後半に再開するかどうかを決めたいと考えております。

さて、今回は、政府の「緊急事態宣言」の法制度的意義について、参考資料を同封させていただきます。この資料は、恐縮ながら、当団体の執行兼専務理事の清原淳平が会長をしている別団体です。

昭和54年2月、岸信介会長から「自分は、知っての通り、日本国憲法の合法的合理的改正を念願としている。ついては、自分が会長をしている「自主憲法期成議員同盟」とその民間支援団体「自主憲法制定国民会議」の両団体についても、清原君にその運営を頼みたい」といわれ、お引き受けしました。そして以来、毎月、議員会館会議室にて研究会を開き、毎年5月3日（憲法記念日）には、国民大会を開催しております。今年の国民大会は、新型コロナ拡大で「緊急事態宣言」中なので、東京都の指示で、無観客開催となりました。今年も、昨年に続いてテーマは「現憲法に欠落の『緊急事態規定』の新設を！」ですが、特に「緊急事態宣言の法制度的意義！」を取り上げました。それらの記録資料を同封いたしました。



同封資料

「第52回新しい憲法をつくる国民大会・掲載記事報告」

『国民のための憲法改正学への勧め』チラシ

先月のこの「お知らせ」では、政府の「緊急事態宣言」発令中でもあり、その「緊急事態対処規定」「緊急事態宣言規定」の法体系的意義について、同じく岸信介元総理の創立した別団体の資料を同封いたしました。国会内でも最近、諸外国の憲法には「緊急事態対処規定」「緊急事態宣言規定」が明記されているのに、現行日本国憲法は、そうした明文がないために、憲法の下で法律で基本的人権を制約する強い規定を置くことは、憲法制度理論から本来できないので、日本では国民に対して、自粛をお願いするこ

とを中心とせざるを得ないわけです。

したがって、日本も現行憲法にやはり明文を置くべきだという、上記の同じ岸信介元総理創設の団体の主張が、国会内でも注目され、菅義偉総理も、憲法改正に当たっては、まず「緊急事態対処規定」を明記すべきだ、と発言され、下村博文自民党政調会長も同様、現憲法に明文のない「緊急事態対処規定」の新設を、と主張されております。そこで、今回も、この問題についての資料を同封させていただきました。

この「基本的人権重視の近代憲法制度理論上、その基本的人権を制約する場合には、その同じ憲法内に明文の規定を置かなければならない」との法制度理論を知らないために、日本では、テレビのワイドショーや新聞・雑誌の評論などで、コロナに対する日本政府の対応が遅い、もっと強い対策を執れ、といった批判・攻撃が横行しておりますが、諸外国憲法には明文があるのに、憲法に規定のない日本では、国民に対して厳しい対策がとれない、という法制度理論を、会員の皆さまには御理解いただきたく。



同封資料

「ワクチンの種類とその特性」

今夏もはや35度前後にもなる猛暑つづき、謹んで、暑中御見舞い申し上げます。

さて、当団体の月例会、各部会・委員会の件ですが、私は、前回の「お知らせ」にて、新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言」の発令中は、自粛休会もやむなしとして、7月下旬に、宣言が解除され、また、コロナウイルスが収束方向にあれば、再開したい、さらに、8月は例年、休会しておりますが、これまでの遅れを取り戻すために、

出来れば再開したい、と考えておりました。

ところが、「緊急事態宣言」が8月末まで延長され、特に、この半月の様相では、変異株が大流行して、収束へと向かうどころか、東京都の感染者が毎日3千名を超えたのをはじめ、全国の感染者が毎日1万人にも増大するに至り、私もここは、世界的に収束の目安とされる国民の8割のワクチン接種が済む秋の収束時を待つほかない、と観念するに至りました。そうした実情から、会員皆様には、御了承を賜りますよう、なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

また、当団体は皆様には、毎月の「お知らせ」に添付して、皆さまがコロナウイルスに罹らないよう、そうした参考資料を同封しておりますが、今回も、ここに同封いたしましたので、どうか、御参考になさっていただきたく、存じます。



同封資料

『提言』第9号
「デルタ株から命を守る」

コロナ禍に加え、気象不良の折ながら、御清祥・御健勝のこととお慶び申し上げます。さて、当団体の月例会、各部会・委員会の件ですが、私は、毎月の「お知らせ」にて、新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言」の発令中は、自粛休会はやむなしとしても、宣言が解除されれば、早く再開したいと、毎月、申し上げており、政府が延期した「緊急事態宣言」が9月12日で解除されれば、9月後半からでも再開する方針でございました。

ところが、その後の新型コロナウイルスの感染状況は、収束へ向かうどころか次々とその変異種が現れて、東京都の感

染者が毎日5千名を超えたり、全国の感染者が毎日1万人以上にも増大する事態で、政府も「緊急事態宣言」を道府県へ拡大し、その宣言期間も延長せざるを得ない現状です。

当団体の理事・部会長・委員長の方々も、国民のワクチン接種率が、全国民の8割以上にならないと、収束に向かわないのではないかと、それまでは待つべきだ、との御意向が多く、私も、それまで待つほかない、と観念するに至りました。会員の皆さま、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

しかし、当団体とは別ですが、やはり岸信介元総理から委託された団体の中に憲法改正を目指す団体があり、今回の「国家緊急事態対処・宣言」は、近代諸外国憲法には明文があるので、その下の法制が準備されているが、日本国憲法には明文規定がないため、その下の法制も準備されていないので、結局強い対策がとれず、自粛要請が中心となり、私は、そうした近代憲法制度理論について、折に触れて、菅義偉総理へ御進言申し上げておりますことを、申し添えます。

さて、当団体は、昭和50年後半「協和協会」と共同で機関紙『提言』を発行しており、岸信介会長が巻頭言を述べ、当時の有識者の講演も載っている貴重な資料をお送りしておりますが、今回はその9号を同封いたしました。

(清原記)

10月 新型コロナウイルス禍についての意見発表、意見交換 令和3年10月22日(金)



出席者一同にて
冒頭30分、清原淳平執行理事より問題提起

令和2年新春から始まった「新型コロナウイルス」流行により、日本でも「緊急事態宣言」が発令されました。内閣総理大臣発令の「国家緊急事態宣言」下では、自粛要請に従わざるを得ず、今年に入ってからはほとんど「緊急事態宣言中」でしたので、時の菅総理から9月末日に、その解除指示があったので、10月から早速再開することに決した、経過であります。

前記のように、長期のコロナウイルス禍により、会員の方々も、それぞれに考えることがありなのではないかと存じ、この日は、コロナ

禍についての意見交換会といたしました。

ただ、この間、当団体執行部も色々当時の菅義偉総理に御進言申し上げた事項がありましたので、その点を御報告いたしました。

政府は昨年からは、諸外国に倣って「緊急事態宣言」を発令されましたが、西欧はじめ諸外国の近代憲法は、国民の基本的な人権尊重を大原則とする明文をおいている。しかし、国家は、①地震・噴火など自然災害、②人工物の大爆発、③ペストなど疫病の流行、④戦争勃発など、国家非常事態の場合は、人権を制約せざるを得ないが、その場合は、同じ憲法の中に明文の規定を置くのが原則である。従ってその対策の法律も整備されているが、日本国憲法には明文規定がないので、政府も強い制約はできず、「自粛要請」を中心とせざるを得ない。

また、諸外国憲法には、緊急事態宣言発令中は、国会議員の任期、総指揮官たる行政のトップの任期が到来しても、3カ月や6カ月延期する明文があるが、日本には明文がないので、菅義偉総理も辞任せざるを得ない羽目になった等々説明し、日本国憲法改正の必要性を訴えた。その後出席者全員で意見交換が行われた。



高橋利行先生

政治評論家、元読売新聞
論説委員・編集局次長・
新聞監査委員長

私も、長年世論調査を担当していたが、接戦となっていた選挙区で軒並み与党候補が勝利するという、従来通りの出口調査や電話による調査の結果とは大きくずれ、今までの常識が通用しない選挙結果となったため、新聞・テレビ・雑誌の事前予測が外れたのもよくわかる。

投票率が低かったことも、与党の組織力によって有利な結果となったが、この選挙期間中にも、北朝鮮がミサイルを発射したり、中国・ロシアの艦船が津軽海峡や大隅海峡といった日本の領海を

一周するなど、厳しさを増す国際軍事情勢を、有権者が認識し、共産党が政権に参画する野党共闘を選択しなかった結果だ、といえる。しかし、圧勝とはいっても、自民党の議席数は減っており、いわば薄氷の圧勝というべきである。今後は、自民党内改革が、必要となってくる。

米中対立も、今後の政治に大きく影響する要素だ。冷戦時代は、ソ連に親しい感情を持つ日本人が少なく、西側陣営につくのは自然な流れであったが、中国が相手となると、経済界の反発は避けられない。政界内でも、親中派は多く、岸田内閣には難しい舵取りが求められる。

防衛予算の引き上げや、憲法改正の議論も、今後本格化して行かだろう。自民党・公明党の与党を初め、維新の会と国民民主党を巻き込めば、憲法改正の発議に必要な衆参両議院で3分の2を越す。来年夏の参議院選挙に向け、維新の会の課題は、大阪やその周辺にとどまらず、全国組織を持てるかどうかである。



水谷好洋先生

環境省地球環境局国際
地球温暖化対策担当参
事官

10月31日～11月12日、イギリス・グラスゴーにて開催されたCOP26の主要論点は、各国がどれだけCO₂削減に関して野心的な目標を掲げられるかどうかと、パリ協定で積み残し課題となっていた市場メカニズムに関するルール作りの2つである。11月1日と2日に行われた首脳級の「リーダーズサミット」には、衆議院総選挙を終えたばかりの岸田文雄総理が出席。すべての国に野心的な気候変動対策を呼び掛け、資金面での支援増加も明言。世界各国から高く評価され

た。石炭火力発電の削減について言及がなかったとして一部NGOから非難する向きがあったが、非効率の石炭火力発電所を減らす目標については言及しており、そのような批判はごく一部にとどまり、おおむね日本に好意的だった。後半の会合には、新任の山口壮大臣が10カ国の大臣級と交渉の機会を持った。

後段のルール作りについては、途上国にもっと踏み込んだ削減目標を掲げてもらいたい先進国と更なる資金援助を求める途上国側との間でせめぎ合いがあり、難航した。特に、優れた脱炭素技術を途上国に輸出し、その成果をシェアする仕組みの中で、途上国側の二重計上を防止するルール作り、CO₂だけでなくメタンも削減する目標を掲げる国とそうでない国との間の計上方法などの細かいルール作りに関しては、日本の提案が受け入れられた。また、各国が5年毎に排出削減の中間報告書を出すことになっているが、出したがらない途上国側に対して、追加支援と引き換えに報告書を出させることで合意した。

「時代を刷新する会」設立の趣旨と活動概要

——何事も、時代を先取りして取り組んでゆこうとの趣旨・活動——

本会は、同じく岸信介元総理を会長とし、昭和56年10月、政治団体として設立された。第2代会長は木村睦男元参議院議長、第3代会長は櫻内義雄元衆議院議長、第4代として塩川正十郎元財務大臣、第5代会長代行に江口一雄衆議院議員、現在は岸信夫衆議院議員が会長代行を務めている。防衛大臣在任中は、清原淳平専務理事が代行を務める。当団体の設立趣旨は、「民主主義・自由主義体制を尊重しつつ、国の内外に山積する基本的課題を根本から検討しなおすことにより、時代を刷新し精神を作興して、国家・国民に新しい活力を生み出す」ことを目的とする。主として心ある学者・企業人・技術者など実務的専門家の多数をもって構成される。毎月の月例講話会では、時宜に応じた講話を聞き、知識や親交を深め、また、内部に下記の専門部会・委員会があつて検討した結果、政府や社会へ発表・普及すべきだと判断した事項については、要請書を起案・作成して政府等へ提出しており、その本数はこれまでに138本に達している。部会・委員会については、法人格は異なるが、(公財)協和協会と協同して行う場合もある。

時代を刷新する会

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-16 北村ビル3階

☎ 03-3272-4320 FAX 03-3507-8587

監修 清原淳平執行理事

発行 令和4年1月1日

<http://www.jidaisassin.jp/>